

第598回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和8年2月2日(月) 15:00～15:23

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第598回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る最終保障供給約款の特例承認について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○中橋統括NW事業管理官　ネットワーク事業監視課の中橋と申します。

私からは、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る最終保障供給約款の特例承認」につきまして、御説明をさせていただきます。

7行目以降の(趣旨)になりますが、沖縄電力株式会社から、令和8年1月13日付けで、経済産業大臣宛てに変更届出を行った最終保障供給約款により難しい特別の事情がある場合における、供給条件の承認を求める申請が、同日付けで併せてなされ、令和8年1月23日付けで、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御審議いただくものとなっ

ております。

続きまして、15行目以降になりますけれども、「申請の背景等」につきましては、令和7年11月21日に閣議決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策における「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気・ガス料金の支援措置の実施に伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う事業者から、経済産業大臣宛てに特例認可と承認の申請があり、第591回の本委員会において御審議いただき、「認可等をするに異存はない」旨、経済産業大臣に回答したところでございます。

次に、25行目になりますが、本年4月1日をもちまして、沖縄電力の高圧部門の料金規制が解除されることから、これまで特別高圧部門のみを対象としていた最終保障供給約款の対象に高圧を追加するため、沖縄電力から本年1月13日付けで経済産業大臣に対し、最終保障供給約款の変更届出がなされたところでございます。

次に、29行目になりますけれども、電気料金軽減負担支援については、低圧及び高圧の需要家を対象とした支援となりますので、沖縄電力の特定小売供給約款及び離島供給約款の特例認可・承認は、令和7年12月16日付けで、特例認可・承認がなされたところですが、今般の、最終保障供給約款変更届出と併せ、最終保障供給約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請が、本年1月13日になされたものでございます。

次に、「申請の概要」となりますけれども、38行目の枠囲いとなりますが、高圧で供給を行う場合について、令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、最終保障供給約款に従って算出した燃料費調整単価から、0.8円/kWhを差し引いた額とするものとなっております。

続きまして、41行目以降になりますけれども、「約款以外の供給条件による供給を必要とする理由」につきましては以下のとおりですが、45行目にありますとおり、沖縄電力の最終保障供給約款に高圧が追加されるのは本年4月1日となりますので、同日以降に最終保障供給契約を締結した高圧需要家の電気料金については、令和8年3月31日までの使用分について、沖縄電力の特定小売供給約款に対する特例認可により割引が適用されること、本年4月1日から4月の検針日の前日までの使用分につきましては割引が適用されないことから、沖縄電力の令和8年4月1日適用の最終保障供給約款についても特例承認を行い、他の一般送配電事業者と同様に支援対象となる全ての需要家が支援を受けられるようにす

るものとなっております。

53行目になりますけれども、経済産業大臣への回答につきまして、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、特別な事情がある場合における供給条件として承認をして差し支えないものと考えております。

これを踏まえまして、別添1にありますように、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る承認をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいと考えております。

私からの説明は、以上となります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○栗谷取引監視課長　　資料の4に基づいて、説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年12月23日の委員会に御報告をした北海道熱供給公社からの規制料金の変更認可申請につきまして、査定方針(案)を作成いたしましたので、その内容について御審議いただきたく存じます。

査定方針は、資料4-1の別添のとおりでございます。こちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、スライドの右下の番号で6ページでございます。

経緯の確認でございますが、昨年12月12日に変更認可申請があり、18日に経済産業大臣から、当委員会に対して意見聴取の求めがございました。

スライドの9に移ります。「申請概要」でございます。申請の背景には、燃料費や電力料の高騰がございます。燃料費は、現行原価に比べて2倍以上になってございます。電力料は7割程度に減少しておりますが、これは、ボイラーポンプのインバーター化により、電力使用料が削減されたためであり、電力料の単価自体は約1.7倍に上昇しているということでございます。

スライドの10ページでございます。今回の申請の内容に基づいて、標準的な家庭における熱料金の月額を試算しますと、表のとおり値上げ率は28.3%となります。

スライドの12ページに移ります。審査では、規制料金の各費用が関連する算定要領に則って算定されているか、審査要領に照らして妥当なものかを確認してございます。

スライド16ページに飛びます。「査定方針の概要」でございます。査定方針の中では、スライド16の修繕費、それから、スライド17の法人税等につきまして、減額することとしております。それら以外の費目等につきましては、適正な水準であることなどを確認しております。ただし、申請者から申請前に相談を受けており、その中でも実質的に査定を行ってございます。

その結果がスライドの18でございます。こちらは、事前相談開始時、変更認可申請時、査定後の総括原価を比較したものでございます。右から3列目の②-①が、事前相談を経た減額でございます。これらの内容は、本査定方針としては記載がないため、簡単に説明させていただきます。

まず、人件費11万5,000円減額しております。一般厚生費について、規制料金の費用として認められない費用を除いたためです。燃料費・電力料2,293万5,000円減額しております。算定の基礎となる都市ガスや電気料金単価について、最新の実績に変更したためです。その他経費922万8,000円減額しております。給湯メーターのエスカレ補正について、企業物価指数等の公的統計を用いた補正に変更したためです。事業報酬518万4,000円減額しております。査定に用いられたガス事業の事業報酬率について、最新の値に変更したためでございます。

他方、事前相談を経て増額したのもございます。設備投資は58万9,000円増額となっております。これは、料金システムの設備投資が、もともとは原価算定期間開始前に予定されておりましたが、これが後ろ倒しとなり原価算定期間に認識される費用が増えたためです。

法人税等、もともと算入されておりましたが、申請者の判断により1,963万9,000

円が算入されております。なお、申請後の査定では412万5,000円を減額しております。

以上により、事前相談を経て、ネットで1,723万4,000円を減額し、申請後の査定で412万5,000円を減額し、合計2,135万9,000円を減額しております。

続きまして、「査定方針の各論」を御報告させていただきます。

スライドの20、「原価算定期間」です。今回の申請では5年間とされております。給湯メーターについて、今後数年間をかけて更新を予定しております。更新時期の偏りによるコストの変動を平準化するため、5年間と設定したとのこと。この点、合理的な範囲と考えてございます。

続きまして、スライドの23です。「需要想定」です。需要家の状況及び年間販売熱料は表のとおりでございます。業務用の需要については、直近実績の横ばい、集合住宅の需要については、直近実績ベース、凍結防止等は、見込み値の横ばいとされており、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されませんでした。

続きまして、スライドの26で、「経営効率化」です。役員の削減など、人員の削減及び業務の内製化を確認しております。業務の内製化につきましては、給与手当の増加を上回る委託作業費の削減を確認しております。具体的には、給与手当の増加額は3,653万1,000円であったのに対し、委託作業費の削減額は4,726万2,000円でございます。

続いて、「各費目の査定方針」となります。スライド28、「人件費」でございます。給料手当については、実績見込み値を基に算定されております。現行原価よりも増加しているが、先ほど御説明したとおりプラント管理等の業務を内製化したためでございます。退職金と厚生費につきましても、直近実績を下回るものの、現行原価より増加してございます。

スライド30でございます。人件費については、算定要領において実績値等を基に算定することになっております。また、審査要領において、他の営業費等と同様、算定根拠は妥当かどうかなどにつき審査をすることとなっております。

スライド31です。「審査における論点」は、スライドのとおりでございます。各論点について、審査の結果は、スライド32以降となります。

まず、【役員給与】について、国家公務員の指定職の給与水準の平均値以下になっていることを確認しております。

【給料手当】について、厚生労働省の統計調査における電気業・ガス業・水道業の平均値以下になっていることを確認しております。

スライド33でございます。【退職金】については、人事院の調査結果等における企業平均

値の水準以下となっております。

【法定厚生費】、【一般厚生費】の水準についても、妥当であると考えてございます。

続きまして、スライド36、「燃料費・電力料」でございます。燃料費につきましては、都市ガス及び灯油の購入費用であり、直近実績単価により算定されております。電力料についても同様でございます。

燃料費・電力料につきましても、算定要領において実績値等を基に算定することとされております。

スライドの38が「審査の結果」でございますけれども、こちらにつきましては、グラフを投影して説明させていただきます。

まず、スライド39、「都市ガス」でございますが、北海道地域のガス小売料金の料金水準と同程度でございました。青い棒グラフが申請者の実績単価、黄緑の棒グラフが北海道地域の料金水準です。赤いラインが、今回の申請原価となっております。

スライドの40、「灯油」についてですが、北海道地域の額と同程度か、それよりも低い水準でございました。

以上を踏まえますと、燃料費の水準は、現行原価より大きく増加しているものの、妥当な水準であると考えてございます。

「電力料」につきましても、北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であることが確認されてございます。

続きまして、スライド43の「修繕費」でございます。現行原価の半額程度となつてございます。修繕費につきましては、算定要領におきまして算定方法が定められており、今回の申請では基準修繕費の考え方が適用されます。

スライド46でございます。審査の結果、この基準修繕費の考え方に基づき算定されていることを確認しております。他方、帳簿原価に誤りが確認されました。具体的には、設備投資計画の後ろ倒しに伴い帳簿原価を修正すべきでございましたが、それがなされておりました。事務局において、この点を修正し、減額をいたしております。

続きまして、スライド48、減価償却費・固定資産除却費、です。まず、「設備投資の計画」でございますけれども、製造設備については、ガス遮断弁ガバナ等の更新、供給設備については、熱量計等の更新が計画されております。

スライド49です。「減価償却費」については、熱供給事業固定資産の取得価額に対し、定額法により算定されております。製造設備の申請原価が直近実績よりも増加しております

が、これは、2025年度にボイラー関連の設備投資が行われたためでございます。

スライド50、「固定資産除却費」です。無停電電源装置等の除却対象設備の残存簿価が計上されております。

スライド51、算定要領において、減価償却費については、熱供給事業固定資産の取得価額、固定資産除却費については、過去実績等を基に算定することとなっております。

スライド52、【審査の論点】は、1つ目の●から3つ目の●に記載のとおりでございますが、これについての【審査の結果】でございますが、原価算定期間に更新・交換が予定されている主要な製造設備及び供給設備について、現況確認を行った結果、取替工事の必要性について疑義を抱くものはございませんでした。

減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込んでいることを確認しております。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は適正であることを確認しております。

固定資産除却費について、案件ごとに除却対象設備の残存簿価を確認し、申請原価に反映されていることを確認しております。

続きまして、スライド55、「その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）」でございます。消耗品費は、現行原価に比べて5倍以上になっております。現行原価には織り込まれていない給湯メーターの購入・取替費用が織り込まれているためでございます。

スライド56、「その他経費」については、算定要領において実績値等を基に算定することとされております。

スライド57、【審査における論点】は、1つ目の●及び2つ目の●に記載のとおりでございます。これについての【審査の結果】でございますが、厳に必要なもののみ織り込まれていること、優先度が低いものや指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが、社会通念上不適切なものが織り込まれていないことを確認しております。

続きまして、スライド59、「事業報酬」でございます。事業報酬につきましては、「レートベースに事業報酬率を乗じて算定した額」又は「借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額」により算定されます。

今回の申請では、「レートベースにガス事業における事業報酬率を乗じて算定した額」が用いられております。

スライドの60でございます。算定要領におきまして、先ほど述べた算定方法が示されており、事業報酬率については、電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定すると

されております。

スライドの61です。審査要領におきましては、算定要領による算定方法が用いられているかなどを確認するとされております。

スライドの62でございます。今回の申請においては、ガス事業における事業報酬率（2.72%）が用いられております。

【審査における論点】は、63ページの一つ目の●及び2つ目の●のとおりでございまして、それについての【審査の結果】でございますが、レートベースについて、真に不可欠な設備のみが織り込まれており、事業報酬について、適正に算定されていることを確認しております。

続きまして、スライド65ページ、「法人税等」でございます。事業報酬に基づき実効税率を用いて算定されております。

スライド66、算定要領におきましては、関係法令の定めるところにより算定する、とされております。

「審査における論点」は、スライド67でございます。【審査の結果】は、法人税等について、他人資本報酬額を含む事業報酬額を基に算定しているが、他人資本報酬額は、借入金に対する支払利息に相当するものであることから、算定の基礎から他人資本報酬額分を減額いたします。その結果、1年当たり80万9,000円の減額、原価算定期間では404万6,000円の減額となっております。

続きまして、スライド69、「料金設定（レートメイク）」でございます。現行料金と改定料金の比較は、表のとおりでございまして、一番右の列でございますけれども、25%から29%の増加率となっております。

住宅用については、再掲でございますので、割愛させていただきます。

スライド71、「料金設定」については、算定要領において需要種別原価と料金収入額が一致するよう設定されるものとしております。

また、審査要領において使用料等に応じた料金が計算可能であるか否か、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するとされております。

スライド72でございますが、【審査の結果】は、「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額」が一致するよう設定されていることを確認しております。

また、基本料金や従量料金をもって、使用料等に応じた料金が計算可能であり、全ての需要家に対して平等であることを確認しております。

なお、廃止する住宅用暖房従量制料金については、利用実績はございません。

スライド73は、今回の申請におきまして、料金設定以外の供給条件も変更が行われていることを説明しているものでございます。具体的な変更内容は、3つの➤のとおりでございます。全ての需要家に対して平等に適用されることを確認しております。

「査定方針」は以上となります。

以上を踏まえた、当委員会としての対応（案）は、1 ページ目の一番最後のところでございます。「委員会としての対応（案）」でございますけれども、査定方針を経済産業大臣に回答するとともに、その内容を公表したいと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

特に御質問、御意見はないようですので、それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——